■取引所為替証拠金取引に関する約款 新旧対照表

新	li li
P1 (定 義) 第 4 条 1. ~ 9. (現行どおり) 10. ~ 22. (現行どおり) 23. 本規定における「必要証拠金」とは、保有 している建玉を維持するために必要な証拠 金の額をいいます。 24. (現行どおり) 25. (現行どおり) 26. (現行どおり) 27. (現行どおり) 28. (現行どおり) 29. (現行どおり)	P1 (定 義) 第4条 1. ~ 9. (条文省略) 10. ~ 22. (条文省略) _(追加) 23. (条文省略) 24. (条文省略) 25. (条文省略) 26. (条文省略) 27. (条文省略) 28. (条文省略)

P 6

(ロスカットルール)

第19条

1. 当社は、取引可能時間の中で、お客様の建玉 に係る有効比率を当社が任意に定めた時間 間隔で確認します。有効比率確認時におい て、お客様の建玉に係る有効比率が、100% 以下となった場合、当社はお客様にロスカッ トアラートメールを送ります。また、その後 の有効比率確認時において、お客様の建玉に 係る有効比率が、80%以下となった場合に は、リスク管理の手段として、発注中の注文 をすべて取消した上で、お客様の保有する全 ての建玉をロスカットするものとします。た だし、クロスカレンシーを含む複数通貨の建 玉を保有し、クロスカレンシーの取引時間外 にロスカットが発動した場合、クロスカレン シーの建玉については取引可能時間に入っ てから決済されます。なお、有効比率の確認 は一定間隔にて行われるため、ロスカットア ラートメールの送信およびロスカットは当 社の定める水準を割込む場合があります。

P 6

(ロスカットルール)

第19条

1. 当社は、取引可能時間の中で、お客様の建玉 に係る有効比率を当社が任意に定めた時間 間隔で確認します。有効比率確認時におい て、お客様の建玉に係る有効比率が、70% 以下となった場合、当社はお客様にロスカッ トアラートメールを送ります。また、その後 の有効比率確認時において、お客様の建玉に 係る有効比率が、50%以下となった場合に は、リスク管理の手段として、発注中の注文 をすべて取消した上で、お客様の保有する全 ての建玉をロスカットするものとします。た だし、クロスカレンシーを含む複数通貨の建 玉を保有し、クロスカレンシーの取引時間外 にロスカットが発動した場合、クロスカレン シーの建玉については取引可能時間に入っ てから決済されます。なお、有効比率の確認 は一定間隔にて行われるため、ロスカットア ラートメールの送信およびロスカットは当 社の定める水準を割込む場合があります。

また、急激な相場の変動時等においては、ロ	また、急激な相場の変動時等においては、ロ
スカットアラート基準を認識することなく	スカットアラート基準を認識することなく
ロスカットする場合や、お預かりした証拠金	ロスカットする場合や、お預かりした証拠金
額を超える損失が発生する可能性がありま	額を超える損失が発生する可能性がありま
ं	す。
2. ~ 4. (現行どおり)	2. ~ 4. (条文省略)
P9	P9
附則	附則
この約款は、 <u>平成 21 年 2 月 9 日</u> より施行する	この約款は、 <u>平成 20 年 12 月 15 日</u> より施行する